

# ○津山工業高等専門学校の学業成績の評価 並びに各学年の課程修了及び卒業の認定 に関する規程

平成 12 年 3 月 31 日

規 程 第 1 8 号

改正	平成 14 年 6 月 25 日規程第 5 号	平成 16 年 3 月 19 日規程第 12 号
	平成 16 年 8 月 31 日規程第 27 号	平成 19 年 2 月 27 日規程第 2 号
	平成 19 年 11 月 27 日規程第 6 号	平成 21 年 2 月 24 日規程第 5 号
	平成 23 年 9 月 9 日規程第 12 号	平成 25 年 2 月 20 日規程第 2 号
	平成 26 年 2 月 20 日規程第 2 号	平成 28 年 3 月 18 日規程第 20 号

## 第 1 章 目的

第 1 条 津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## 第 2 章 学業成績の評価

第 2 条 学業成績の評価は、試験の成績、平素の学習状況及び出席状況を総合して行うものとする。ただし、選択科目の評価については別に定める。

## 第 3 章 試験

第 3 条 試験は、定期試験、追試験、再試験及び単位認定試験とする。

第 4 条 定期試験は、期末試験及び中間試験とする。

2 定期試験は、試験の時間割を定めて、一定期間内に行う。

3 平素の学習状況等により学業成績を評価し得る科目については、定期試験を行わないことができる。

第 5 条 追試験は、やむを得ない事由によって定期試験を受けることができなかつた者について、当該科目を担当する教員が、学業成績の評価に支障があると認めるときに行う。

第 6 条 再試験は、成績不振である者について、当該科目を担当する教員が指導上必要と認めるときに行うことができる。

第 7 条 単位認定試験は、学年成績の評価の結果、未修得科目を有しながら進級した者について行う。

第 8 条 定期試験及び追試験の成績は、100 点を満点として点数により評価する。

2 再試験の評価方法は、当該科目を担当する教員が定め公表する。

3 単位認定試験は、合否を認定する。

第 9 条 期間を定めて行われる試験において不正受験行為を行った者は、当該期間中その時点以降に行われる試験を受けることができない。

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合、当該試験の成績は 0 点とする。

(1) 不正受験行為を行ったときその者の当該試験（期間を定めて行われる試験については、当該期間中の全科目の試験）

(2) 故意に試験を放棄したと認められるときその者の当該試験

#### 第 4 章 学年成績

第 11 条 学年成績は、学年末に各科目ごとに、その学年の学業成績を 100 点を満点として評価する。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは合格又は認定とすることができる。

第 12 条 各科目を担当する教員は、当該科目における欠課時間数が次の各号の条件に該当する者について、その科目を履修したものと認めた場合、学年成績を評価する。

(1) 必修科目については欠課時間数が所定授業時間数の 5 分の 1 以下であること。

(2) 必修科目と履修選択科目については欠課時間数が所定授業時間数の 3 分の 1 以下であること。

第 13 条 校長は、学年成績が 60 点以上の科目について、その点数を得た者が第 16 条の規定に該当する場合を除き、当該科目の修得を認定する。

2 選択科目のうちシナジー・ゼミナールⅠ及びシナジー・ゼミナールⅡ、地域貢献、国際交流、教職資格選択科目の単位の認定は、教務委員会で行う。

#### 第 5 章 各学年の課程修了の認定及び進級

第 14 条 校長は、学年末において、次の各号のすべての条件に該当する者について、教員会議に諮り、当該学年の課程の修了を認定する。

(1) 平素学生の本分を全うし、かつ、勉学に精励したと認められる者であること。

(2) 津山工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）に定める当該学年の必修科目をすべて修得していること。

(3) 学則に定める当該学年の必修科目をすべて履修していること。

- (4) 当該学年までの修得累計単位数が、次表の単位数を満たしていること。ただし、教職資格選択科目の単位数を除く。

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
修得累計 単 位 数	26 以上	60 以上 ただし、 一般 41、 専門 9 を含 む	95 以上 ただし、 一般 60、 専門 25 を含 む	132 以上 ただし、 一般 71、 専門 51 を含 む	167 以上 ただし、 一般 75、 専門 82 を含 む

- (5) 第3学年以下については、特別活動の結果が良好であること。

2 校長は、第1学年及び第2学年に限り、前項第5号のみ条件に該当しない者で、当該学年までの50点以上60点未満の不認定科目単位数を加えた累計単位数が、前項第5号の単位数を満たした場合は、当該学年の課程の修了を認定する。ただし、当該不認定科目の修得を認定するものではなく、第3学年以上に進級した場合、単位認定試験によって当該不認定科目の修得を認定されない限り、修得累計単位数に加えることはできない。

第15条 第1学年から第4学年までについて、当該学年の課程の修了の認定を受けた者は、上位の学年に進級させる。

第16条 当該学年における課程の修了の認定を受けることができなかった者は、原学年に留める（以下「原級留置」という。）。

第17条 原級留置の決定を受けた者は、その年度において履修した科目の全科目を修得しなかったものとし、当該学年における所定の科目をすべて再履修するものとする。ただし、選択科目、第3学年以上の必修科目、必修履修科目及び履修選択科目（特に指定された科目を除く。）については、単位を認定された科目に限り当該学年で履修し修得したものとみなし、再履修を免除する。

2 前項ただし書きの規定は、当該学生が免除された科目の再履修を妨げるものではない。なお、当該学年で免除された科目を再履修した者の当該科目の学年成績については、前年度の成績と再履修の結果得た成績と比較して、上位の成績をもってこれに充てるものとする。

第18条 第7条に該当する者については、選択科目を除き、単位認定試験を受けることができる。

2 単位認定試験は、当該科目を履修した学年の次の学年及びその次の学年に限り、受けることができる。ただし、第4学年以上の者については、履修した学年にかかわらず、原則として在籍学年における受験機会の初回1度のみ、事前に申請の

上, 受けることができる。

3 単位認定試験は, 期日を定めて年2回行う。

4 単位認定試験の結果合格した科目の単位は, 当該科目を履修した学年の単位として, 修得累計単位数に加算する。

5 単位認定試験の結果合格した科目の学年成績の評価は, 60点とみなす。

第19条 原級留置に決定された者が再履修の結果, 再び当該学年の課程の修了の認定を受けることができなかつたときは, その後の履修を認めない。ただし, 当該年度又はその前年度における原級留置の事由が, 休学により所定の科目を履修できなかった場合又は留学したことによるものであるときは, この限りでない。

第20条 原級留置に決定された者が, その年度末に退学する場合の特例については, 別に定める。

#### 第6章 卒業の認定

第21条 卒業の認定は, 第5学年の課程を修了した者について校長が教員会議に諮って行う。

#### 第7章 雑則

第22条 第12条に規定する欠課時間数の算定については, 別に定める。

#### 附 則

1 この規程は, 平成12年4月1日から施行する。

2 この規程は, 平成12年度以後の入学者から適用する。

3 学則第18条及び第24条第2項並びに第50条の規定により平成3年度以後の入学者に係る津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程(以下「平成3年度以後の入学者に係る規程」という。)の適用を受ける者の属する学年に入学を許可された者は, この規程にかかわらず, 平成3年度以後の入学者に係る規程を適用する。

4 平成3年度以後の入学者に係る規程の適用者が, この規程適用者により認定された修得単位をこの規程により認定されたものとみなして, この規程を適用する。ただし, 運用については別に定める。

#### 附 則 (平成14年6月25日規程第5号)

この規程は, 平成14年6月25日から施行し, 平成14年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成16年3月19日規程第12号)

この規程は, 平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成16年8月31日規程第27号)

この規程は、平成 16 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 27 日規程第 2 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 27 日規程第 6 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 24 日規程第 5 号）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の表に掲げる基準日の区分に応じた学年に在籍する学生については、改正前の津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程第 14 条第 1 項第 5 号に係る規定は、改正後の津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程にかかわらず、なお従前の例による。

基 準 日	学 年
平成 21 年 4 月 1 日	第 2 学年以上
平成 22 年 4 月 1 日	第 3 学年以上
平成 23 年 4 月 1 日	第 4 学年以上
平成 24 年 4 月 1 日	第 5 学年

附 則（平成 23 年 9 月 9 日規程第 11 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 20 日規程第 2 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 18 日規程第 4 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 18 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日規程第 20 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度において第 2 学年以上（平成 29 年度以降平成 31 年度までは、学年進行により 1 学年ずつ加える）に在学する者に係る改正前の津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程第 2 条及び第 12 条から第 14 条に係る規定は、改正後の津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程にかかわらず、なお従前の例による。